

災害救助法適用に係る

果樹共済・家畜共済・園芸施設共済・任意共済掛金等の 払込期限延長措置について

1 2月8日に発生した青森県東方沖地震、1月の記録的な大雪により県内一部の市町村が災害救助法適用となりました。

対象市町村に住所を有する組合員は、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済及び任意共済の掛金等払込期限延長が可能になります。

お近くの支所へご相談ください。

(1) 青森県東方沖地震によるもの

【3月31日まで払込期限延長可能市町村】

八戸市・三沢市・七戸町・東北町・おいらせ町・大間町・南部町・階上町・東通村

(2) 大雪によるもの

【4月30日まで払込期限延長可能市町村】

青森市・むつ市・弘前市、五所川原市・つがる市・黒石市・平川市・野辺地町・今別町・外ヶ浜町・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・板柳町・蓬田村

【5月31日まで払込期限延長可能市町村】

中泊町・藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村・六ヶ所村